

高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ

■問合せ 町民税務課 ☎ 47・8015

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する『高額医療・高額介護合算療養費制度』が設けられました。

度(後期高齢者医療制度)における世帯単位で、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が、基準額を超えた場合、その超えた額(当該額が500円を超えない場合は0円)を支給する制度です。

この制度は、医療保険【国民健康保険、長寿医療制

平成21年度の支給要件

平成20年8月から平成21年7月末までの12カ月間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が次の基準額を超えた場合に支給します。ただし、平成20年4月から平成21年7月末までの16カ月間の自己負担額が、カッコ内の基準額を超えた場合には、その支給額と12カ月間で計算した支給額を比べ、大きい額を支給します。

◆基準額

国民健康保険 + 介護保険(70歳～74歳の方)
長寿医療制度 + 介護保険(75歳以上の方)

- ① 被保険者証の負担割合が3割となっている場合
..... 67万円(89万円)
- ② ①・③・④以外の場合 56万円(75万円)
- ③ 世帯員全員が町民税非課税の場合 ... 31万円(41万円)
- ④ ③のうち、世帯員全員の所得が一定以下(※1)の場合
(※1)年金収入80万円以下等 19万円(25万円)

国民健康保険 + 介護保険(70歳未満の方)

- ① 世帯員全員の合計所得が一定以上(※2)の場合
(※2)合計所得が600万円を超える場合
..... 126万円(168万円)
- ② ①・③以外の場合 67万円(89万円)
- ③ 世帯員全員が町民税非課税の場合 34万円(45万円)

例えば

～このように負担が軽減されます～

<夫婦2人世帯の例>

(ともに72歳、町民税非課税)

○これまで

1年間で医療保険25万円、介護保険25万円を支払い、**年間の自己負担額が50万円**であったものが...



○これからは

年間の自己負担額50万円を支払った後、申請をすると、基準額31万円(世帯員全員が町民税非課税の場合)を超えた金額(19万円)が支給されることにより、**年間の負担が31万円**にとどまります。

◎自己負担額とは...

医療保険の高額療養費および介護保険の高額介護サービス費の適用を受けたうえでの自己負担の合計額です。

75歳以上の方へ ■問合せ 町民税務課 ☎ 47・8015 福井県後期高齢者医療広域連合 Tel 0776-54-6330

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

長寿医療制度の保険料の軽減措置が変わりました。平成21年度の正式な保険料額は、平成20年中の所得に基づいて計算され、「保険料額決定通知書」によりお知らせしております。

変更点

世帯の総所得金額等(※1)が33万円以下の世帯について、均等割額が本来は7割軽減ですが、8割5分軽減となります。また、その中でも世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の各種所得がない場合は、9割軽減となります。(※1)世帯の総所得金額等：世帯主と世帯内の被保険者全員の所得の合計

平成20年度	平成21年度	
【世帯の総所得金額等】 33万円以下 保険料額 6,300円 (8割5分軽減)	【世帯の総所得金額等】 33万円以下 世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の各種所得がない場合	保険料額 4,300円 (9割軽減)
	【世帯の総所得金額等】 33万円以下	保険料額 6,500円 (8割5分軽減)